

被災者生活再建支援に係る制度活用の流れ

平成24年6月15日現在

住宅を新築・購入するとき

宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画において、建築の自粛をお願いしている地区ですか？

はい

住宅建築については、防災集団移転促進事業、都市再生区画整理事業などにより、住宅建築できる年度が示されています。

いいえ

従前地での再建を基本としていますので、すぐに住宅建築することができます。

罹災証明の判定はどうなっていますか？

全壊

大規模半壊

半壊

一部損壊

はい

解体しますか？

いいえ

はい

解体しますか？

いいえ

被災者生活再建支援制度(基礎支援金)が該当します。
複数世帯100万円
単数世帯 75万円

住宅を補修するときへ

該当する支援制度はありません

被災者生活再建支援制度(加算支援金)が該当します。
複数世帯200万円
単数世帯150万円

被災者住宅再建支援事業が該当します。
複数世帯上限100万円
単数世帯 上限75万円

「住宅の解体・滅失」

生活再建住宅支援事業

住宅ローン利子の補助

借入額上限1,460万円 2.0%以内
5年又は60回のどちらか短い期間

既往住宅二重ローン利子の補助

新たなローンを組んだ時 借入残額 借入時の利率 最大5年分

県産材使用住宅新築費用の補助

使用量が「10㎡～20㎡ 20万円」、「20㎡～30㎡ 30万円」、「30㎡以上 40万円」
※宮古産木材を使用したとき、宮古市の補助事業も活用することができます。補助要件等は、別途ご確認ください。
補助額: 1棟当り30万円

○新たに住宅用太陽光発電システムを設置するとき
国、岩手県、宮古市の補助事業を活用することができます。
補助要件等は、別途ご確認ください。

補助額(参考)
国 1kw当り、3万円～3.5万円
県 1kw当り、4.8万円
市 1kw当り、5万円(上限20万円)

バリアフリー対応住宅新築費用の補助(基準を満たしたもの)

床面積 75㎡未満 40万円
75㎡～120㎡ 60万円
120㎡以上 90万円

固定資産税、不動産取得税、登録免許税が減額・免除となる措置があります。

住宅を補修するとき

罹災証明の判定はどうなっていますか？

全壊

大規模半壊

半壊

一部損壊

被災者生活再建支援制度(基礎支援金)が該当します。
全壊
複数世帯100万円
単数世帯 75万円
大規模半壊
複数世帯 50万円
単数世帯 37.5万円

被災者生活再建支援制度(加算支援金)が該当します。
複数世帯100万円
単数世帯 75万円

生活再建住宅支援事業

住宅ローン利子の補助

借入額上限640万円 1.0%以内
5年又は60回のどちらか短い期間

既往住宅二重ローン利子の補助

新たなローンを組んだ時 借入残額 借入時の利率 最大5年分

住宅補修費用の補助

被災者生活再建支援制度、応急修理制度の適用を受けない、半壊・一部損壊の被災住宅
10万円以上の補修費の1/2(補助額上限30万円)

住宅改修費用の補助

・耐震改修

耐震診断を実施し、地震により倒壊・崩壊する危険性が高い又はあるとされた住宅の危険性を低減する耐震改修、または建築基準法に基づく構造耐力が不足する住宅について、同法に適合させる改修費の一部補助
改修費の1/2(補助額上限60万円)

・バリアフリー改修

①手すりの取り付け
②床段差の解消

③滑り防止、移動の円滑化のための床・通路面の材料の変更
④扉の開き戸から引き戸等への取り換え
⑤和式便器から洋式便器等への取り換え
⑥その他①～⑤の改修に附帯として必要となる改修
改修費の1/2(補助額上限60万円)

・県産材使用改修

0.5㎡以上の県産材を使用する改修費の一部補助
改修費の1/2(補助額上限20万円)

○新たに住宅用太陽光発電システムを設置するとき
国、岩手県、宮古市の補助事業を活用することができます。
補助要件等は、別途ご確認ください。

補助額(参考)
国 1kw当り、3万円～3.5万円
県 1kw当り、4.8万円
市 1kw当り、5万円(上限20万円)

賃貸住宅に入居するとき

罹災証明の判定はどうなっていますか？

全壊

大規模半壊

半壊

一部損壊

はい

解体しますか？

いいえ

はい

解体しますか？

いいえ

被災者生活再建支援制度(基礎支援金)が該当します。
全壊・解体
複数世帯100万円
単数世帯 75万円
大規模半壊(解体なし)
複数世帯 50万円
単数世帯 37.5万円

被災者生活再建支援制度(加算支援金)が該当します。
複数世帯 50万円
単数世帯 37.5万円
※公営住宅を除く

該当する支援制度はありません

宅地を復旧するとき

生活再建住宅支援事業

被災宅地復旧の補助

自らが居住していた宅地が被災し、その宅地の安全性を回復するために必要な工事経費の一部補助
20万円以上の対象工事費の1/2(補助額上限200万円)
【対象となる工事】
・地盤の補強及び整地工事
・擁壁の設置及び補強工事(旧擁壁の除却を含む)
・のり面の保護工事
・排水施設の設置工事
・地盤調査及び設計調査費
・その他被災宅地の安全性の回復に必要な復旧工事

各種支援制度の担当課

・宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画について
都市整備部 都市計画課
・被災者生活再建支援制度・被災者住宅再建支援事業について
保健福祉部 福祉課
・生活再建住宅支援事業について
都市整備部 建築住宅課(被災住宅関係)
都市整備部 都市計画課(被災宅地関係)
・太陽光発電システムを設置するとき
市民生活部 環境課
・宮古産木材を使用するとき
産業振興部 農林課
〒027-8501
宮古市新川町2番1号
宮古市役所 代表番号 0193-62-2111
発行:市民生活部 生活課 被災者支援室

※この内容は概要であるため、詳細については各窓口へご確認ください。